

星空保全地域照明対策事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (事業開始の30日まで)

- 交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。
* 交付申請の取下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

3. 事業開始 ⇒ 着手届提出 (事業開始後、遅滞なく)

- ※団体等が実施する場合に限る
- 着手届を下記提出先に持参又は郵送してください
- 【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 ⇒ 完了届提出 (事業完了から20日以内)

- ※団体等が実施する場合に限る
※事業の完了とは補助対象経費の支払いがすべて完了した日とします。
- 完了届を下記提出先に持参又は郵送してください
- 【事業が年度内に終わらない場合】
補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

- 実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

6. 補助金の支払い

- ※補助金額確定の通知後、支払いを行います。

資料提出・問い合わせ先 生活環境部・環境立県推進課 星空環境推進室
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
0857-26-7206 kankyourikken@pref.tottori.lg.jp